

# 地域密着型特別養護老人ホーム

## ベネヴィータ王慈 料金表

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

### ○第 4 段階

第 1、2、3 段階以外の方 (1 割負担の方)

	介護保険 1 割負担		実費負担分		1 日の利用料	※30 日 1 ヶ月の利用料	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費			
要介護 1	644	64	1,500	2,000	4,208	128,002	1,762
要介護 2	712	64	1,500	2,000	4,276	130,212	1,932
要介護 3	785	64	1,500	2,000	4,349	132,584	2,114
要介護 4	854	64	1,500	2,000	4,418	134,825	2,285
要介護 5	922	64	1,500	2,000	4,486	137,035	2,455

※トイレ付の居室の場合 2,100 円

### ○第 3 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で利用者負担 1、2 段階以外の方

	介護保険 1 割負担		実費負担分		1 日の利用料	※30 日 1 ヶ月の利用料	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費			
要介護 1	644	64	650	1,310	2,668	81,802	1,762
要介護 2	712	64	650	1,310	2,736	84,012	1,932
要介護 3	785	64	650	1,310	2,809	86,384	2,114
要介護 4	854	64	650	1,310	2,878	88,625	2,285
要介護 5	922	64	650	1,310	2,946	90,835	2,455

### ○第 2 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税等年金収入合計が 80 万円以下の方

	介護保険 1 割負担		実費負担分		1 日の利用料	※30 日 1 ヶ月の利用料	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費			
要介護 1	644	64	390	820	1,918	59,302	1,762
要介護 2	712	64	390	820	1,986	61,512	1,932
要介護 3	785	64	390	820	2,059	63,884	2,114
要介護 4	854	64	390	820	2,128	66,125	2,285
要介護 5	922	64	390	820	2,196	68,335	2,455

### ○第 1 段階

世帯全員が市町村民税世帯非課税で老年福祉年金受給又は生活保護受給している方

	介護保険 1 割負担		実費負担分		1 日の利用料	※30 日 1 ヶ月の利用料	※30 日 処遇改善加算
	利用料金	加算合計	食費	居住費			
要介護 1	644	64	300	820	1,828	56,602	1,762
要介護 2	712	64	300	820	1,896	58,812	1,932
要介護 3	785	64	300	820	1,969	61,184	2,114
要介護 4	854	64	300	820	2,038	63,425	2,285
要介護 5	922	64	300	820	2,106	65,635	2,455

※上記の加算合計 (64 円) には、看護体制加算 I イ (12 円/日)、夜間職員配置加算 II イ (46 円/日)、サービス提供体制強化加算 II (6 円/日) が含まれています。

※1 ヶ月あたりの利用料は 30 日で計算しています。

※介護職員の処遇改善等に関する見直し (要介護) の為、8.3%相当の介護職員処遇改善加算 (利用料+加算) ×8.3%の費用は合計額に含まれています。

①入院 (外泊) の際は上記の自己負担はかかりませんが、入院 (外泊) の翌日から 6 日間は、1 日 246 円の外泊加算が掛かります。(複数の月にまたがる場合は最大で 12 日間)

②新入所日及び 30 日以上入院をした後の退院日から 30 日間は、最大 1 日 30 円の初期加算が掛かります。

③医師の指示に基づき、経管栄養から経口摂取への移行が行われているときは、1 日 28 円 (180 日間) の経口移行加算が掛かります。180 日以降に経口摂取が行われている場合は、引き続き経口移行加算が掛かります。

④医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合は 18 円/日の療養食加算が掛かります。

※上記①～④の加算は対象者のみ頂きますので加算合計には含まれていません。その他、若年性認知症入所者受入加算 (120 円/日)、在宅・入所相互利用加算 (30 円/日)、看取り加算を対象者のみ頂きます。

※事業所体制変更やご利用者の身体の変化等により加算内容が変更される場合があります。

# 地域密着型特別養護老人ホーム

## ベネヴィータ王慈 料金表

(単位：円)

平成 30 年 4 月更新

### <2 割負担の方>

#### ○ユニット型個室 (第 4 段階)

	介護保険 2 割負担		+	実費負担分		⇒	1 日の利用料	※30 日	※30 日
	利用料金	加算合計		食費	居住費			1 ヶ月の利用料	
要介護 1	1,288	128		1,500	2,000		4,916	151,005	3,525
要介護 2	1,424	128		1,500	2,000		5,052	155,424	3,864
要介護 3	1,570	128		1,500	2,000		5,198	160,168	4,228
要介護 4	1,708	128		1,500	2,000		5,336	164,651	4,571
要介護 5	1,844	128		1,500	2,000		5,472	169,070	4,910

※トイレ付の居室の場合 2,100 円

### 介護保険の自己負担が 2 割となる「一定以上所得者」の判断基準として

○介護保険の自己負担が 2 割となる一定以上所得者については、基本的に第 1 号被保険者である高齢者本人の合計所得金額(※1)により判定を行い、世帯の中でも基準以上 (160 万円以上 (※2) 年金収入に換算すると 280 万円以上) の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。

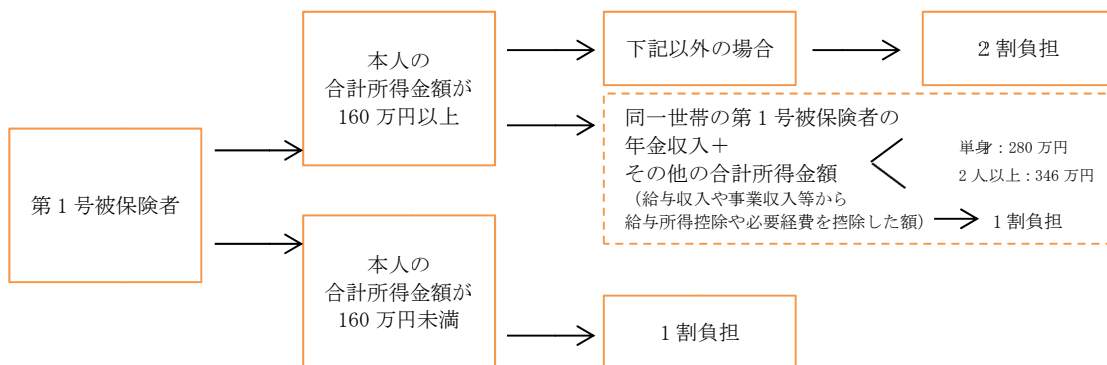
○しかしながら、

- ・その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が 280 万円に満たないケースがあること
- ・夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあることから、以下のようにその世帯の第 1 号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で 280 万円、2 人以上世帯で 346 万円 (※3) 未満の場合は、1 割負担に昇すこととする。

※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※2 被保険者の上位 20%に該当

※3 280 万円+5.5 万円 (国民年金の平均額) ×12≒ 346 万円



※上記の加算合計には、看護体制加算 I イ (24 円/日)、夜間職員配置加算 II イ (92 円/日)、サービス提供体制強化加算 II (12 円/日) が含まれています。

※1 ヶ月あたりの利用料は 30 日で計算しています。

※介護職員の処遇改善等に関する見直し (要介護) の為、8.3%相当の介護職員処遇改善加算 (利用料+加算) ×8.3%の費用は合計額に含まれています。

①入院 (外泊) の際は上記の自己負担はかかりませんが、入院 (外泊) の翌日から 6 日間は、1 日 492 円の外泊加算が掛かります。(複数の月にまたがる場合は最大で 12 日間)

②新入所日及び 30 日以上入院をした後の退院日から 30 日間は、最大 1 日 60 円の初期加算が掛かります。

③医師の指示に基づき、経管栄養から経口摂取への移行が行われているときは、1 日 56 円 (180 日間) の経口移行加算が掛かります。180 日以降に経口摂取が行われている場合は、引き続き経口移行加算が掛かります。

④医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合は 36 円/日の療養食加算が掛かります。

※上記①～④の加算は対象者のみ頂きますので加算合計には含まれていません。

※その他、若年性認知症入所者受入加算 (240 円/日)、在宅・入所相互利用加算 (60 円/日)、看取り加算を対象者のみ頂きます。